

平成28年度における四国地区の下請法の運用状況等について

平成29年6月8日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,040名（製造委託等^{（注1）}723名、役務委託等^{（注2）}317名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者4,700名（製造委託等3,408名、役務委託等1,292名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	四国	全国	四国
平成28年度	39,150	1,040	214,500	4,700
製造委託等	25,696	723	151,912	3,408
役務委託等	13,454	317	62,588	1,292
平成27年度	39,101	1,040	214,000	4,706
製造委託等	26,559	732	151,499	3,639
役務委託等	12,542	308	62,501	1,067
平成26年度	38,982	1,013	213,690	4,836
製造委託等	25,935	721	152,504	3,692
役務委託等	13,047	292	61,186	1,144

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は128件（製造委託等84件、役務委託等44件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが126件（製造委託等82件、役務委託等44件）、下請事業者等からの申告によるものが2件（製造委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件を処理した件数は130件（製造委託等86件、役務委託等44件）であり、このうち126件（製造委託等84件、役務委託等42件）について指導を行った。指導を行った主な事件の概要は、別紙のとおりである。

なお、四国地区の措置件数126件の県ごとの内訳は、徳島県24件、香川県40件、愛媛県40件、高知県22件となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数				
						措置			不問	計
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計		
平成 28 年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	四国	126	2	0	128	0	126	126	4	130
	製造委託等	全国	4,554	82	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
		四国	82	2	84	0	84	84	2	86
	役務委託等	全国	1,923	30	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
		四国	44	0	44	0	42	42	2	44
平成 27 年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	四国	137	1	0	138	0	112	112	23	135
	製造委託等	全国	4,382	69	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
		四国	99	1	100	0	80	80	17	97
	役務委託等	全国	1,828	26	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
		四国	38	0	38	0	32	32	6	38
平成 26 年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	四国	197	1	0	198	0	187	187	11	198
	製造委託等	全国	4,074	62	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		四国	139	1	140	0	132	132	8	140
	役務委託等	全国	1,649	21	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		四国	58	0	58	0	55	55	3	58

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で 202 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 141 件、役務委託等に係るものが 61 件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）は 117 件（類型別件数の延べ合計の 57.9%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 83 件、役務委託等に係るものが 34 件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は 85 件（類型別件数の延べ合計の 42.1%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 46 件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 54.1%）、②買いたたきが 19 件（同 22.4%）、③下請代金の減額及び割引困難な手形の交付が 9 件（同 10.6%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は 58 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 27 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 46.6%）、②買いたたきが 14 件（同 24.1%）、③割引困難な手形の交付が 8 件（同 13.8%）等となっている。

- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 27 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 19 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 70.4%）、②買いたたきが 5 件（同 18.5%）、③下請代金の減額が 2 件（同 7.4%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定			実体規定												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割当困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
平成 28 年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250	
	四国	104	13	117	0	46	9	0	19	0	0	9	1	1	0	85	202	
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
		四国	73	10	83	0	27	7	0	14	0	0	8	1	1	0	58	141
	役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
		四国	31	3	34	0	19	2	0	5	0	0	1	0	0	0	27	61
平成 27 年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	四国	106	10	116	0	31	10	0	12	0	1	1	2	1	0	58	174	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		四国	76	10	86	0	21	8	0	9	0	1	1	2	0	0	42	128
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		四国	30	0	30	0	10	2	0	3	0	0	0	0	1	0	16	46
平成 26 年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	四国	178	13	191	0	42	8	0	4	0	2	8	0	0	0	64	255	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		四国	127	11	138	0	18	4	0	3	0	2	7	0	0	0	34	172
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		四国	51	2	53	0	24	4	0	1	0	0	1	0	0	0	30	83

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者10名から、下請事業者156名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額832万円相当の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 101 名に対し、784 万円の減額分を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成 28 年度	全国	131 名	4,060 名	18 億 4452 万円
	四国	5 名	101 名	784 万円
平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	四国	2 名	30 名	107 万円
平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	四国	5 名	42 名	90 万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 55 名に対し、47 万円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成 28 年度	全国	144 名	2,076 名	6958 万円
	四国	5 名	55 名	47 万円
平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	四国	7 名	77 名	333 万円
平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名	6299 万円
	四国	16 名	204 名	111 万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成28年度の四国支所における実施状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成28年度においては、四国支所では、当該講習会を4県9会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成 28 年度においては、四国支所では、四国経済産業局と共同して、当該講習会を 4 県 4 会場（うち公正取引委員会主催分は 2 県 2 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会は、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成 28 年度においては、四国支所では、154 件の相談（下請法に係る相談 144 件、優越的地位の濫用規制に係る相談 10 件）に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成 29 年 3 月末時点における四国支所管内の下請取引等改善協力委員は 10 名）。

平成 28 年度においては、四国支所では、7 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成28年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 生産用機械の部品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月25日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長7日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 貨物の運送を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の役務の下請代金については、最長32日の支払遅延が生じることとなった。
- ③ 車両の修理を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 原稿の作成を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者と書面による合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 食品関連資材の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、「協賛費」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 衣類のクリーニングを下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、「値引き」として、下請代金の額から一定額を減じていた。
- ③ 産業用機械の部品の加工を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 商品パッケージの印刷を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。